

令和8年度江戸川区図柄入りナンバープレート寄付金活用事業 募集要項

1. 概要

江戸川区は、区の魅力発信のため、令和7年5月から江戸川区全域を対象とする図柄入りナンバープレートの交付を開始しました。

図柄入りナンバープレートは、フルカラー版を選択する際に1,000円以上の寄付金をいただいております。寄付金を管理する「公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下、「財団」という。）」が、地域の協議会が選定する事業へ例年助成しています（※）。

このため、江戸川区では、今年度の寄付金を充てるべき事業を以下のとおり募集します。

※地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和7年度）

<http://www.d-number.or.jp/subsidy-local7/>

2. 募集期間

募集期間：令和8年4月15日（水）から同年5月1日（金）まで

3. 対象団体

次の（1）～（9）全てにあてはまる団体とします。

- （1）江戸川区内の法人・団体であること。（個人を除く。）
- （2）組織の運営に関する規則（規約、会則等）を有していること。
- （3）江戸川区内で活動し、江戸川区内に主たる組織または事務局があること。
- （4）反社会的勢力と関係がないこと。
- （5）日本国内において税金の滞納をしていないこと。
- （6）日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による申立て等、協定事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- （8）反社会的勢力に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に反社会的勢力等に該当する者がいないこと。
- （9）過去の業務その他の事情において、江戸川区が負担金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

4. 対象事業

次の（1）～（9）の全てにあてはまる事業とします。

- （1）財団が定める実施要領第2条第2項に定める助成対象事業に定める以下のいずれかの事業であること。
 - ①公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業
 - ②公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業
 - ③公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業
 - ④次世代自動車の普及に資する事業

- ⑤自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業
 - ⑥公共交通機関等の維持確保に資する事業
 - ⑦街づくりに資する事業
 - ⑧観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業
 - ⑨その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業
- (2) 江戸川区内で実施する事業であること。
 - (3) 当該事業が、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金を活用した事業であることを対外的に確認ができる表示を行うこと。
 - (4) 事業実施期間は、令和8年10月下旬頃（財団決定後）から令和9年3月31日までを基本とすること。ただし、交付決定前に事業の着手を行う場合は、その必要性を合理的かつ具体的に記載すること。
 - (5) 事業費のうち、申請する助成額が助成予算額の範囲内であること。
 - (6) 営利を目的とした事業でないこと。
 - (7) 事業の実施にあたり、法令等に違反する事実がないこと。
 - (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
 - (9) 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。

5. 助成額等

- (1) 採択事業数：1事業
- (2) 助成上限額：200万円程度
- (3) 助成対象経費：事業の実施に要する経費（ただし、組織の運営費等を除く）。

6. 応募書類

- (1) (様式第1) 江戸川区図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金交付申請書
- (2) (様式第1・別紙1) 助成金交付申請事業の概要
- (3) (様式第1・別紙2) 助成金交付申請額及び助成対象経費の内訳等

<添付書類>

- ① 上記の「積算内訳」で使用した積算単価について、その単価の根拠となる資料（見積書、仕様書等）
 - ② 上記①以外で、助成対象経費の算定に関して参考となる資料
 - ③ 交付申請者の概要及び業務内容がわかる資料
- (4) (様式第1・別紙3) 助成金交付申請事業に係る総事業費の財源内訳（予定）

7. 応募方法

- (1) 応募数：1法人・団体につき1事業の応募とします。
- (2) 応募方法：[応募フォーム](#)又は郵送により行います。なお、郵送の場合は、2部（正・副各1部）提出してください。
- (3) 応募先：下記10の宛先とします。

(4) 応募締切：令和8年5月1日（金）※当日消印有効

8. 選定方法

- (1) 助成対象事業者及び対象事業の選定は、江戸川区地域公共交通活性化協議会において行います。
- (2) 選定の決定は、募集期間終了後に実施する区民アンケートの結果を踏まえて行い、選定された事業者にメールにてご連絡します。また、選定された事業者及び事業について、江戸川区のホームページ上に掲載します。なお、審査の経過・結果（不採択の理由等）に関する問合せは、一切応じかねますので、ご了承ください。
- (3) 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成を決定するのは財団であるため、協議会の選定をもって助成を確約するものではなく、令和8年7月（予定）に財団に対する申請が別途必要となります。

9. 今後のスケジュール（予定）

日程	概要
令和8年4月15日 ～5月1日	事業の募集
令和8年6月1日 ～6月30日	区民アンケートの実施
令和8年7月	協議会にて助成予算額及び実施要領、区民アンケートを踏まえた協議・実施事業の選定 財団へ助成金の交付申請
令和8年10月	財団から助成金の交付決定通知
～令和9年3月	事業実施
事業実施後	実績報告（事業完遂から30日以内）

10. 問合せ先・宛先

江戸川区経営企画部企画課企画係

住所：〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1 南棟3階2番 江戸川区企画課

TEL：03-5662-6045